標準募集用紙

**事故車等排除業務に係る協定締結会社の募集について（小型車・大型車）**

西日本高速道路株式会社

関西支社

**１　目 的**

西日本高速道路株式会社（以下「弊社」といいます。）の管理する高速自動車国道及び一般有料道路（以下「高速道路」といいます。）における次の業務について、弊社との協定締結を希望される会社等を募集するものです。

**２　対象業務**

弊社の管理する高速道路における次の業務（以下「排除業務」といいます。）とします。

＜小型車の排除業務：次の①又は②の業務＞

1. 故障車、交通事故及び車両火災の原因により停止している小型車（車両総重量が概ね３ｔ未満の車両）に対する排除（事故車等に対する引き起こし、けん引、積み込み等）及び軽微な修理等（事故車等に対する危険を伴わない範囲の軽微な修理・点検・調整、燃料・エンジンオイル・冷却水等の補給等）の作業（以下「排除作業」といいます。）並びにこれらに附帯する業務

② 第三者に上記①の排除作業の実施を取り次ぐ業務及びこれに附帯する業務

＜大型車の排除業務：次の①又は②の業務＞

1. 故障車、交通事故及び車両火災の原因により停止している大型車（車両総重量が概ね３ｔ以上の車両）に対する排除作業及びこれに附帯する業務

② 第三者に上記①の排除作業の実施を取り次ぐ業務及びこれに附帯する業務

※「附帯する業務」とは、弊社への通報・連絡、安全確保のための作業現場の明示、排除業務の記録・報告、協力業務等をいいます。

**３　協定の期間**

①令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの１年間とします。

②上記①の協定期間が満了する１ヶ月前までに弊社または、協定締結会社のいずれからも相手方に対し、文書による協定内容変更の協議又は本協定解除の通知が無い場合及び協定書に定める事項への違反が無い場合は、引き続き同一内容にて１年間更新することとします。

**４　排除業務実施区間、区分及び担当事務所**

別紙一覧表

**５　応募説明書等の交付**

（１）期　間　 令和６年２月１４日（水）から令和６年３月８日（金）まで

（土・日・祝日を除く）

（２）時　間　　９時から１７時まで

（３）場　所　 弊社ホームページ及び関西支社保全サービス事業部交通管制課

　　　　　　　　※直接来社される場合には事前に電話連絡願います。

**６　申請書類の受付**

（１）期　間 令和６年２月１４日（水）から令和６年３月８日（金）まで

（土・日・祝日を除く）

（２）時　間　　９時から１７時まで

（３）場　所 　関西支社保全サービス事業部交通管制課

（４）提出方法　持参または郵送

　　　　　　　　≪郵送の場合の送付先≫

　　　　　　　　〒565-0805　大阪府吹田市清水１５－１

　　　　　　　　西日本高速道路(株)関西支社 道路管制センター2F　交通管制課　宛

**７　その他**

内容、申請要件、申請書類、受付場所等の詳細は別途「応募説明書」をご参照ください。

以 上